

経済的支援を必要とする世帯に対する授業料等の減免規定

(趣旨)

第1条 国際ことば学院外国語専門学校は、経済的理由により就学が困難な学生に係る経済的負担の軽減を図るために授業料の減免についてこの規定に定めることとする。

(決定権者)

第2条 授業料の減免は、年度毎に当該年度内において減免を受けるに該当する学生を学内にて審査を行ない年度予算内で学校長がこれを決定する。

(減免対象)

第3条 本規定による授業料の減免を受けることができるものは、以下のいずれかに該当するもので学内の審査で認められたもの。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 市町村民税非課税世帯
- (3) 所得税非課税世帯
- (4) 失業・倒産などによる家計急変世帯
- (5) 東日本大震災などの大災害に伴う被災世帯
- (6) 前(1)から(6)と同程度に困窮していると認められるもの。

(減免額)

第4条 本規定による授業料の減免額は、入学金、施設費、教材費等を除く年間授業料から支援必要額相当を減免することを、学内の審査を経て学校長が決定する。

(提出書類)

第5条 減免を受けるものは、必要に応じて要件を満たす証明書を提出し、学内の審査を受けるものとする。

(減免の決定通知)

第6条 学校長は、減免の決定をした時は、決定の内容を対象者に通知する。

(減免の取消し)

第7条 学校長は、授業料の減免を受けたものが次の事項に該当した場合、減免の決定を取消し、減免額を返還させることができる。

1. 証明書、その他の書類に虚偽の記載をした時。
2. 減免を受けるものが、中途退学、懲戒処分を受けた時。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、学内教務事務会議を経て行うものとする。

附則 本規定は、平成28年4月1日より施行する。